

大口町告示第18号

大口町農業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町農業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町農業振興対策事業補助金交付要綱（平成5年大口町告示第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1生産調整推進事業の部オペレーターの款レンゲ・キカラシ・ナタネ等緑肥又は景観形成作物の項中「4円」を「35円」に改め、同部オペレーター以外の農家の款レンゲ・キカラシ・ナタネ等緑肥又は景観形成作物の項中「10円」を「35円」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町農業振興対策事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
事業名	補助対象農家	補助対象 作物等	補助金額 (1㎡当り)	事業名	補助対象農家	補助対象 作物等	補助金額 (1㎡当り)
生産調整 推進事業	オペレーター	麦・大豆	4円	生産調整 推進事業	オペレーター	麦・大豆	4円
		レンゲ・キカラ シ・ナタネ等緑 肥又は景観形 成作物	<u>3.5円</u>			レンゲ・キカラ シ・ナタネ等緑 肥又は景観形 成作物	<u>4円</u>
		その他	2円			その他	2円
	オペレーター 以外の農家	麦・大豆	1.4円	オペレーター 以外の農家	麦・大豆	1.4円	
		レンゲ・キカラ シ・ナタネ等緑 肥又は景観形 成作物	<u>3.5円</u>		レンゲ・キカラ シ・ナタネ等緑 肥又は景観形 成作物	<u>1.0円</u>	
		その他	7円		その他	7円	